

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正内容を踏まえ、補償基礎額等の引上げを行うとともに、扶養親族加算の対象から配偶者を除くほか、所要の規定整備をする。

2 改正内容

(1) 補償基礎額等の引上げ等

ア 補償基礎額

最低額を8,900円から1万円に、最高額を1万4,200円から1万5,000円に引き上げる。

イ 扶養親族加算額

子の加算額を333円から433円に引き上げるとともに、加算の対象から配偶者を除く。

ウ 葬祭補償の定額部分の額

31万5,000円から33万円に引き上げる。

(2) その他

送り仮名の見直しその他所要の規定整備を行う。

3 施行期日等

公布の日から施行し、補償基礎額等の引上げに係る部分は、本年4月1日から適用する。ただし、配偶者加算の廃止の規定は、公布の日から適用する。